

ICカード利用規約

スポーツメディア株式会社

クレアゴルフフィールド

第1条 (目的)

クレアゴルフフィールド (以下「当練習場」といいます) においては使用するクレアゴルフフィールド IC カード (以下「IC カード」といいます) については、本規約に則って取扱うものとし、カードの所持者 (以下「利用者」といい、利用者のうち第2条に定める IC 会員用カードの利用者を以下「会員」といい、第2条に定める IC ビジター用カードの利用者を以下「ビジター」といいます) は、本規約に従って IC カードを利用するものとし、

第2条 (種別)

当練習場が発行する IC カードの種別は次の通りとします。

- (1) IC 会員用カード (記名式)
- (2) IC ビジター用カード (無記名式)

第3条 (登録)

IC 会員用カードの利用にあたっては、利用者本人が、所定の申込み用紙に必要事項を記入し、利用者登録するものとし、

第4条 (IC カードの発行)

1. IC 会員用カードは申込者 1 名につき 1 枚を会員資格の所得と同時に発行し、発行の際にカード発行手数料として金 200 円を頂きます。
2. IC ビジター用カードはお申込みにより発行し、カード発行手数料として金 200 円を頂き、発行します。
3. IC カードは利用者本人のみ利用できるものとし、他人に譲渡、貸与、担保に供することはできません。
4. 前項に違反して IC カードが不正に使用された場合、そのために生じる一切の責務については利用者がその責任を負うものとし、

第5条 (入金・チャージ・ポイントサービス等)

1. IC カードを利用の際は、あらかじめ利用金額を IC カードへ入金 (チャージ) していただきます。
2. チャージにはフロントあるいは自動入金機をご利用ください。
3. いかなる場合も未使用残高の返金、ポイント等の換金はいたしません。
4. IC 会員用カード、IC ビジター用カードにかかわらず、複数のカードを所持する場合であってもチャージ残額及びポイントの合算はできません。

第6条 (IC カードの利用停止・利用資格の喪失)

1. 利用者が本規約に違反した場合もしくは違反する恐れがある場合、その他 IC カードの利用状況が不適切であると当練習場が判断した場合、当練習場は通知することなく、カード利用を一時停止する措置をとることができます。
2. IC カードの利用状況が適当でないと当練習場が判断した場合、その他練習場が必要と認めた場合、当練習場は通知、催告を要せずして IC カードの利用資格を喪失させ、かつ IC カードを無効とすることができるものとし、この場合利用者は当練習場に直ちに IC カードの返却をおこなうものとし、

第7条 (IC カードの自己管理)

1. 利用者は予め IC カード裏面の注意書を確認のうえ、自己責任において IC カードを管理するものとし、
2. IC カードを紛失、または盗難にあった場合及び IC カードが破損した場合の利用者の損害について、当練習場は一切の責任を負いません。

第8条 (IC カードの再発行)

IC カードの紛失や破損により、利用者から再発行の申し出があった場合、IC カードは本人確認のうえ、再発行いたします。この場合、再発行手数料として金 200 円を頂戴し、以前の IC カードは無効となります。

第9条 (IC カードの失効)

1. IC カードの最終利用日 (当練習場にて打席料及び練習ボール代を IC カードにて利用した最後の日の翌日) を起算日として 6 か月が経過した場合、IC カード (チャージ残高およびポイント残額を含む) は失効します。
2. IC カードを失効させることを希望する場合、会員は、当練習場のフロントにて所定の書面によりその旨を申し出るものとし、会社は当該

申出に応じて IC カード（チャージ残額およびポイント残額を含む。）を失効させるものとします。

3. 会社は会員及びビジターが以下の各号のいずれかに該当した場合および当練習場の規約に基づき会員が除名された場合、通知、催告を要することなく IC カード（チャージ残額およびポイント残額を含む。）を失効させることができるものとします。
 - ①申込書に虚偽の記載をしたことが判明した場合。
 - ②暴力団関係者であると会社が客観的事実に基づき判断したとき。
 - ③前号に該当する者を同伴しあるいは紹介して当練習場を利用させたとき。
 - ④本規約、当練習場の諸規則に違反し、会社が利用者として不適格であると判断した場合。
 - ⑤IC カードの利用にあたり、不正な行為があった場合。
 - ⑥死亡し、又は保佐、後見開始の審判を受けた場合。
4. 会員及びビジターが前項第①号ないし第⑤号に該当し、会社又は第三者が損害を被った場合、会員及びビジターは直ちにその損害を賠償するものとします。
5. IC カードが失効した場合、会員又はビジターは IC カードを会社に返還するものとします。

第 10 条（登録事項の変更）

IC 会員用カードの利用者は住所、氏名、電話番号等、登録の際の届出事項に変更が生じた場合は、すみやかに当練習場へ連絡するものとします。

第 11 条（規約の改定）

1. 本規約は、予告なく変更・改定又は廃止する場合があります。
2. 当練習場は運営上の都合や障害の発生により、本規約に定めるサービスの提供を予告なく一時的に中断することがあります。
3. 第 1 項および前項の場合において、当練習場は一切の責任を負いません。

第 12 条（個人情報保護）

当練習場は知ることとなった利用者の個人情報を適切に収集、利用、管理、および保管し安全管理に努めます。また、当練習場では、ご登録またはご来場いただいたお客様に対し、当練習場の営業情報、イベント情報などをダイレクトメール、FAX または、Eメール等でご案内させていただきます。

第 13 条（個人情報の提供について）

利用者から取得した個人情報は法令の定める場合を除き、事前の利用者の同意なく、第三者に提供いたしません。

以上

本規約は、2020 年 12 月 24 日より施行します。